

国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター

受託・共同研究取扱規程

平成22年4月1日規程第46号

国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター受託・共同研究取扱規程

(総 則)

第1条 この規程は、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター（以下「センター」という。）と民間機関等外部の機関（以下「外部機関等」という。）が行なう研究の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

2 この規程において「研究」とは、次の各号に掲げる研究をいうものとする

一 「受託研究」とは、センターが外部機関等から委託を受けて業務として行う研究をいうものとする。ただし、病院 臨床研究推進部で扱う臨床受託研究及び治験は除く。

二 「共同研究」とは、センターと外部機関等とが共通の課題について共同して行う研究をいうものとする。

(研究の申請)

第2条 研究を実施しようとする外部機関等の長及びセンターの研究代表者は、原則として研究開始日の1ヵ月前までに、次に掲げるもののうち、該当する申請書（様式1）をセンターの理事長（以下「理事長」という。）に対し、提出するものとする。

一 受託研究を受けようとするセンターの研究代表者は、センターに研究を委託しようとする者に対し、あらかじめ当該研究代表者と協議して作成した所定の受託研究申請書を提出させるものとする。

二 共同研究を実施する場合には、当該共同研究の研究代表者は、共同研究者に対し、あらかじめ当該研究代表者と協議して作成した所定の共同研究申請書を提出させるものとする。

2 前項により、外部機関等の研究員を受け入れる場合は、受託・共同研究に伴う研究員（受入）名簿（様式2）を提出させるものとする。

(受託・共同研究審査委員会)

第3条 センターは、研究の円滑な実施を図るため、センター内に受託・共同研究審査委員会（以下「委員会」という。）を置くものとする。

2 委員会は、次の各号に掲げる者のうち理事長が指名した者により構成されるものとする。

一 神経研究所長

二 精神保健研究所長

- 三 企画戦略室長
 - 四 トランスレーショナル・メディカルセンター長
 - 五 メディカル・ゲノムセンター長
 - 六 脳病態統合イメージングセンター長
 - 七 認知行動療法センター長
 - 八 副院長（特命副院長を含める）
 - 九 部長以上の職にある者
- 3 委員会には、委員長及び副委員長を置くものとする。
 - 4 委員長は、神経研究所長の職にある者がこれにあたるものとし、委員会における会務を総括するものとする。
 - 5 副委員長は、精神保健研究所長の職にある者がこれにあたるものとし、委員長を補佐し、委員長に事故ある時はその職務を代行するものとする。
 - 6 委員長は、必要に応じ、委員会を開催することができる。
 - 7 委員長は、特に必要と認める場合には、関係職員を委員会に出席させて、その意見を求めることができる。
 - 8 委員会における判定は、出席委員全員の合意により行うものとする。稟議により決裁を行うこともできるものとするが、この場合における判定は、委員全員の合意により行うものとする。
 - 9 委員会における判定結果は、次の各号のいずれかの表示によるものとする。
 - 一 承認
 - 二 条件付承認
 - 三 保留
 - 四 不承認
 - 10 委員会には会議録を備え、企画医療研究課長又はビジネスディベロップメント室長の職にある者が会議録に議事の経過及びその結果等を記録し、議事録を保管するものとする。
 - 11 委員会の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

（委員会の審査・判定）

- 第4条 委員会においては、次の各号に掲げる事項について審査し、研究の受入れに係る判定を行うものとする。
- 一 研究の目的、計画、実施及び当該研究費の妥当性
 - 二 研究成果の取扱い及び発表の方法
 - 三 主任研究者、共同研究者の構成及び外部機関等から受け入れる共同研究者の妥当性

四 センター施設及び設備の使用方法

五 その他必要な事項

- 2 特殊法人を通じて国より出資される研究費による研究の申請については、委員長の判断により、委員会における審査・判定事項とする。
- 3 委員長が必要と認めた場合には、メール又は書面による持ち回り決議によって審査・判定を行うことができるものとする。

(受入の決定等)

第5条 委員長は、研究の受入に係る最終的な判定結果を受託・共同研究（研究計画・結果報告）審査結果報告書（様式3）により理事長に通知するものとする。なお、申請された研究がヒト及びヒト由来の試料を対象とした医学研究である場合には、原則としてセンター倫理委員会において倫理的配慮についての審査を受けることとする。

- 2 研究の受入の決定は、前項の報告に基づき、理事長が行うものとする。
- 3 理事長は、センターの業務に関連のない場合、センターの業務に支障を及ぼす恐れがある場合、又は申請をした外部機関等の技術的能力等が研究を実施するに十分でないとして委員会が認めた場合等研究を実施することが適当でないとして認められる場合には、研究を受け入れることができない。
- 4 理事長は、外部機関等の研究申請者に対して、当該研究の受入の承認又は不承認に係る決定を受託・共同研究決定通知書（様式4）により通知するとともに、当該決定の内容をセンターの研究代表者に対し、受託・共同研究審査結果通知書（様式6）にて通知するものとする。
- 5 研究実施にあたり外部機関等から受け入れる研究者については、外来研究員として取り扱うこととし、第2項による決定の後、センター内外来研究員・外来研究補助員に関する内規に定める手続きを行わなければならない。
- 6 第7条第1項3号に定める場合において、センターの研究者が外部機関等の施設において研究を行うときは、研究用務のための外勤として手続をとることができるものとする。

(経費の負担)

第6条 センターは施設・設備を研究の用に供するとともに、当該施設・設備の維持管理に必要な経常経費等を負担するものとする。

- 2 外部機関等に対しては、次に掲げる経費等を負担させるものとする。

一 センターにおける研究

研究の遂行のために特に必要となる謝金、旅費、設備費、消耗品費、光熱水料その他の直接的な経費（以下「直接経費」という。）及び研究遂行のために必要

となる直接経費以外の経費（以下「間接経費」という。）を負担すること。

二 センター及び外部機関等における研究

それぞれの施設において分担して実施する研究については、直接経費及び間接経費に加え、外部機関等において必要とする経費等を負担すること。

- 3 前項第1号及び第2号にある間接経費は、直接経費の20%とする。ただし、国等との研究又は国以外の団体から受け入れるもので、国からの補助金等により研究を行うことが明確なものにおいて、国の予算又は財政等の事情で間接経費の定める額を措置できない場合には、異なる額とすることができる。

（契約の条件）

第7条 理事長は、第5条第4項の規定に基づく通知の後、外部機関等と研究に係る契約を締結するものとし、当該契約には次の各号に掲げる条件を付さなければならない。

一 外部機関等は研究に必要な経費を契約書に定める期日までに納入すること。

二 センターは、研究の遂行に関し、外部機関等から設備、備品等を受け入れることができる。また、受け入れた設備、備品等の当該研究終了後の返却等の対応に関しては、契約に従うものとする。

三 外部機関等の保有する特定の設備を使用することが必要であり、当該設備をセンターに搬入することが困難な場合には、研究上必要な限度内で当該設備が所存する施設で研究を行うことができること。

四 やむを得ない事由により当該研究を中止し、又は、当該研究の実施期間を延長する場合においても、センターはその責を負わないこと。

五 研究の契約期間は、原則として5年を超えないものとする。

- 2 理事長は、外部機関等との間における研究契約に係る事務を、神経研究所長、精神保健研究所長、トランスレーショナル・メディカルセンター長、メディカル・ゲノムセンター長、脳病態統合イメージングセンター長、認知行動療法センター長及び病院長に委任できるものとする。

（知的財産権の取扱い）

第8条 当該研究により発生した発明等に係る知的財産権の取扱いについては、センター職務発明等規程（平成22年4月1日規程第43号）に定めるものとする。

- 2 当該研究による知的財産権の持分については、原則としてセンターと外部機関等に帰属する研究担当者の貢献に応じて当事者間で協議のうえ定めるものとする。

（研究結果の報告等）

第9条 センターの研究代表者は、当該研究の実施期間終了後又は研究の中止若しく

は実施期間の延長をする必要があるときは、その結果又は経緯を、委員会を通じ、速やかに受託・共同研究結果報告書（様式5）により理事長に報告しなければならない。

- 2 委員会は、センターの研究者から研究終了又は研究の中止若しくは実施期間の延長に係る報告を受けたときは、当該報告内容につき審査及び判定を行うものとし、当該判定結果を受託・共同研究審査結果報告書（様式3）により理事長に通知するものとする。
- 3 理事長は、前二項の報告に基づき、妥当と判断されるものについて承認する。

（研究の課題名・成果等の公表）

第10条 理事長は、研究契約を締結した研究の課題名、外部機関等の名称及び研究によって得られた成果を当事者間の合意のうえ、公表する。ただし、その公表が外部機関等の業務に支障をきたす恐れがあると認められる場合は、この限りではない。

（適用除外）

第11条 センターは次の各号のいずれかに該当する場合は、この規定の一部を外部機関等に適用しないことができる。

- 一 国、地方公共団体等との研究である場合
- 二 その他、特別な事情がある場合

（その他）

第12条 この規程に定めるもののほか、研究の実施に必要な事項については、センター及び外部機関等で協議し合意の上、理事長が委員会に諮問して定めるものとする。

（主管部課）

第13条 この規程の実施に必要な事務は企画経営部企画医療研究課及びビジネスディベロップメント室が行なう。

附 則

（施行期日）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年規程第78号）

(施行期日)

この規程は、平成22年12月1日から施行する。

附 則（平成26年規程第14号）

(施行期日)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規程第2号、第12号）

(施行期日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

様式 1

(受託・共同) 研究申請書

平成 年 月 日

国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター理事長殿

申請者

住 所

氏 名 (印)

(団体又は法人の名称及び代表者職氏名)

国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター受託・共同研究取扱規程第 2 条の規定に基づき、下記のとおり研究を行いたく、研究の実施を申し込みます。

記

1. 研究の課題：

2. 研究の目的：

3. 研究の内容：

4. 研究実施予定期間：平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
※新規 継続（前回実施期間平成 年 月 日～平成 年 月 日）

5. 研究担当者

ン タ ー	氏 名	所属部署・職 名	役割分担	研究実施場所
	経 国 医 立 療 精 研 神 セ 神			
外 部 機 関 等	氏 名	所属部署・職 名	役割分担	研究実施場所

※各機関の研究代表者には、◎を記入すること。

7. 研究に要する経費額： _____ 千円

※内訳は以下の通り

品目等	数量・単価	金額
備品 旅費 消耗品 その他		
小計		
間接経費（20%）		
合計		

※双方経費負担の場合、国立精神・神経医療研究センター側の研究経費の出所：

8. 外部機関等より国立精神・神経医療研究センター内に機器や試薬等を持ち込む際は、以下の事項を記載する。

機器の種類（品名・型式）/試薬等名称	数量	設置場所/持ち込み場所

様式2

(受託・共同) 研究に伴う研究員受入名簿

平成 年 月 日

国立研究開発法人

国立精神・神経医療研究センター 理事長 殿

申請者

所属

職名

氏名

印

研究者氏名		年齢 歳	男・女	専門分野
勤務先	職名・役職			
勤務先 住所				
連絡先	電話：	email：		
センターにおけ る所属部署	(内線)			
期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日・毎日(土日祝祭日を除く) 週__日(月・火・水・木・金・ . . . 不定期)			
研究課 題及び 役割分 担等				
共同研究者	(担当者)	(指導者)		
推薦者				
推薦理由				
その他	参考資料(別紙添付) 1. 履歴書 2. 学位授与証明書等 3. 刊行物発表関連資料 別途人事申請について <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無(内容：)			

様式 3

国立精神・神経医療研究センター受託・共同研究(研究計画・結果報告)審査結果報告書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

国立研究開発法人

国立精神・神経医療研究センター理事長 殿

受託・共同研究審査委員長

課題名 _____

契約相手方 _____

研究者 所 属 _____

職 名 _____

氏 名 _____

上記について、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター受託・共同研究取扱規程第3条及び第4条に基づく研究計画を、平成〇〇年〇〇月〇〇日の委員会（開催又は稟議）で審査し、下記のとおり判定した。

記

判 定	承 認	条件付承認	保 留	不 承 認
	勧告 或いは 理由等			

様式4

(受託・共同) 研究決定通知書

平成 年 月 日

依頼者

住所

氏名

殿

国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター 理事長

先に貴殿から申込みのあった(受託・共同研究)については、受託・共同研究審査委員会において審査した上、下記のとおり決定したことを通知いたします。

記

1. 審査結果 **承認** ・ **不承認**

2. 研究の課題名

3. 研究の目的・内容

4. 研究担当者 所属 国立精神・神経医療研究センター

職名

氏名

5. 研究実施期間 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで

6. 研究に要する経費額 千円

以上

受託・共同研究結果報告書 (総括報告・平成 年度報告)

国立研究開発法人
国立精神・神経医療研究センター 理事長 殿

国立研究開発法人
国立精神・神経医療研究センター (研究代表者)
所属：
職名：
氏名： 印

研究課題	
研究実施期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで (総括報告・平成 年度報告)
研究実施の方法・経過等	
研究成果の概要	

研究成果の 今後の活用 等	
研究成果に 関する論文 研究発表等	
その他（中止 、延長等の場 合はその理 由等）	

※ 研究結果報告書については、他の書式をもって替えることが出来ることとする。

様式6

国立精神・神経医療研究センター受託・共同研究審査結果通知書

平成 年 月 日

研究者 所 属 _____
職 名 _____
氏 名 _____ 殿

国立研究開発法人
国立精神・神経医療研究センター理事長

課題名 _____
契約相手方 _____

上記について、平成 年 月 日の委員会（開催または稟議）で審査し、下記のとおり判定した。

記

判 定	承 認 条件付承認 保 留 不 承 認
勸告 或いは 理由等	

共同研究契約書

国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター（以下「甲」という）と_____（以下「乙」という）とは、●●の研究を共同で行うにあたり、次の通り契約を締結する。

第1条（定義）

本契約において以下の用語は次の定義に従う。

- (1) 「本研究」とは、●●の研究をいう。
- (2) 「技術情報」とは、甲又は乙が保有し、かつ自らが正当な使用権限を有する技術資料、図面、ノウハウ、その他技術的、財産的価値を有する情報をいう。但し、第14条第1項各号に該当するものは除く。
- (3) 「研究成果」とは、本研究の実施の過程で得られた発明、考案、意匠の創作、著作物、ノウハウ等の技術的成果物のうち、第8条に基づき書面により確認されたものをいう。
- (4) 「知的財産権」とは、研究成果に係る知的財産権を取得する権利、及びこれに基づき得られる知的財産権をいう。
- (5) 「機密情報」とは、本研究の遂行過程において第5条に基づき相手方より開示を受けた技術情報及び既有特許等に関する機密事項、相手方に単独又は相手方との共有に帰属する研究成果及び知的財産権、第13条に規定する装置、並びに本契約に関連して知り得た相手方の技術上、営業上の一切の機密事項をいう。
- (6) 「開示者」とは、機密情報を開示した者をいう。
- (7) 「受領者」とは、機密情報を受領した者をいう。

第2条（目的）

甲及び乙は、第15条に定める本契約の有効期間中、各自が所有する技術を基に、協力して本研究を行うものとする。

第3条（研究分担）

本研究の業務分担は次の通りとする。

- (1) 甲の分担業務：
 - ①
 - ②
 - (2) 乙の分担業務：
 - ①
 - ②
2. 前項に定める以外に本研究に必要な研究業務が生じた場合は、その分担につき、適宜、甲乙協議の上、定めるものとする。

第4条（契約金額及び代金の支払い）

乙は、甲に対して、契約代金として、金●, ●●●, ●●●●円（うち消費税●●●, ●●●●円）を支払わなければならない。

2. 乙は、甲から交付を受けた請求書に記載された納入期日までに契約代金を支払わなければならない。
3. 乙は、前項の期限内に契約代金を支払わないときは、遅延日数に応じ、未払い代金額につき政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定による割合（年3.6パーセント）で計算した遅延損害金を甲に支払うものとする。
4. 乙は、乙が前項に規定する遅延損害金を甲の指定する期日までに支払わないときは、当該甲の指定する期日を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、未払い代金額につき年5パーセントの割合で計算した遅延損害金を甲に支払うものとする。

第5条（情報提供）

甲及び乙は、本研究の遂行のために必要な範囲で、各自が保有する技術情報を相互に開示する。

2. 甲及び乙は、本研究の遂行のために必要と両方で書面により合意したときは、合意した日時、条件の下、自己の技術者を相手方に派遣し、または相手方の技術者を自己に受け入れ、技術指導を行えるものとする。
3. 前二項に基づき相手方より開示を受けた技術情報の取扱いについては、第13条及び第14条の規定に従うものとする。

第6条（進捗報告）

甲及び乙は、本研究の円滑な遂行をはかるため、定期的に会合を開催し、本研究の進捗状況の報告を行うものとする。

第7条（第三者への委託）

甲及び乙は、第3条における自己の分担業務の一部又は全部を第三者に委託する場合は、事前に相手方の書面による承諾を得るものとする。

2. 前項の場合、甲及び乙は当該第三者との間で、本契約において自己が負う機密保持義務と同等の義務を当該第三者に対して課すものとし、その義務の履行につき責任を負う。

第8条（研究成果の報告）

甲及び乙は、第3条に定める自己の分担業務を遂行する過程で研究成果が得られた場合は、研究成果を書面により相手方に報告するものとする。

2. 甲及び乙は、本研究を完了した場合、甲乙協議の上、研究成果を取りまとめて書面により確認するものとする。

第9条（研究成果及び知的財産権の帰属）

研究成果及び知的財産権の帰属は次の通りとする。

- (1) 相手方の技術情報、その他の助言、援助、協力によることなく、単独で発明、考案した研究成果及び知的財産権は、当該発明、考案を行った当事者に単独に帰属するものとする。
 - (2) 相手方と共同で、もしくは相手方の技術情報、その他の助言、援助、協力に基づいて発明、考案した研究成果及び知的財産権は、甲及び乙の共有とし、持分の割合については、甲乙協議の上、定めるものとする。
2. 甲及び乙は、前項第1号により自己の単独所有となった知的財産権の出願を行おうとするときは、予め書面により出願内容を相手方に通知するものとする。
 3. 甲及び乙は、第1項第2号により共有となった知的財産権の出願を行う場合は、別途、共同出願契約を締結し、出願の内容、権利の取得及び維持に必要な手続、費用等につき甲乙協議の上、定めるものとする。
 4. 甲及び乙は、相手方から要請があった場合、両者合意した日時において、研究成果の取扱いに関する協議を行うことができるものとし、本条に定める研究成果及び知的財産権の帰属、知的財産権の出願の可否その他必要な事項を取り決めることができるものとする。

第10条（知的財産権の維持保全、権利侵害）

甲及び乙は、前条第1項第2号により共有となった知的財産権の出願、権利の取得及び権利の維持に関し、第三者から審判又は訴訟を提起された場合には、相互に協力して対処するものとする。

2. 甲及び乙は、前項の知的財産権に対し第三者が権利侵害した場合には、相互に協力してその解決を図るものとし、これに要する費用は甲乙協議の上、定めるものとする。

第11条（研究成果及び知的財産権の実施）

甲及び乙は、第9条第1項第1号により自己の単独所有となった研究成果及び知的財産権を、相手方の事前の承諾なく自由に無償で利用することができるものとする。但し、第9条第1項第1号により自己の単独所有となった研究成果及び知的財産権について、相手方から研究成果の実施化を目的として実施許諾を希望する旨の申し出があった場合には、協議に応じるものとする。

2. 甲及び乙は、第9条第1項第2号により共有となった研究成果及び知的財産権を、相手方の書面による事前の承諾を得て、無償で利用することができるものとする。但し、第9条第1項第2号により甲及び乙の共有となった研究成果及び知的財産権を第三者に実施許諾する場合には、事前に書面をもって相手方に通知するものとし、甲乙協議の上、当該実施許諾の可否及びその他の条件を定めるものとする。

第12条（研究成果の公表等）

甲及び乙は、本研究によって得られた研究成果について、第14条で規定する機密保持の義務を遵守した上で発表又は公開すること（以下「研究成果の公表等」という。）がで

きるものとする。なお、いかなる場合であっても、相手方の同意なく、ノウハウを開示してはならない。また、研究成果の公表等を行おうとする日の30日前までにその内容を書面にて相手方に通知し、相手方の事前の書面による了解を得るものとする。

2. 前項による通知を受けた相手方は、当該研究成果の公表等が将来期待される利益を侵害する恐れがあると判断したときは、当該通知受理後15日以内に公表希望内容の修正を書面にて通知するものとし、公表希望当事者は、相手方と十分な協議をしなくてはならない。公表希望当事者は、当該研究成果の公表等が将来期待される利益を侵害する恐れがあると判断される部分については、相手方の同意なく、当該公表等をしてはならない。ただし、相手方は、正当な理由なく、かかる同意を拒んではならない。
3. 本研究の成果として生じた有体物の管理方法、処分の方法については、甲乙が協議して定める。

第13条（研究終了時の措置）

甲及び乙は、本研究終了後、相手方から取得又は貸与を受けた装置その他の材料等の返却又は引取りについて、協議の上、決定するものとする。又、第5条により相手方より提供された技術情報については、相手方の指示に従い返却又は破棄するものとする。

第14条（機密保持）

甲及び乙は、機密情報につき、機密に保持するよう万全の措置を講ずるものとし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合を除き、これを第三者に開示してはならず、又、本研究以外の目的に使用しないものとする。但し、次の各号のいずれかに該当するものはこの限りではない。

- (1) 開示を受けたとき、既に入手していたもの
 - (2) 開示を受けたとき、既に公知となっていたもの
 - (3) 開示を受けた後、受領者の責によらずして公知となったもの
 - (4) 正当な権限を有する第三者から機密保持義務を負うことなく開示を受けたもの
 - (5) 機密情報を使用することなく、受領者が独自に開発したもの
2. 甲及び乙は、法令等により開示を要求された場合、その限りにおいて機密情報を開示することができる。但し、受領者は、開示者に事前に書面にてその旨を通知しなければならない。
 3. 受領者は、本研究に直接携わる研究担当者、第三担当者、モニター、理事、従業員等（以下これらを併せて「研究担当者等」と総称する）に対し、本研究の実施に必要な範囲内に限り機密情報を開示することができるものとする。但し、当該開示を行う場合は、本契約に基づき受領者が負うのと同様の義務を当該研究担当者等に課し遵守させなければならない。

第15条（契約期間）

本契約の有効期間は、●●年●●月●●日から●●年●●月●●日までとする。

2. 前項又は第 16 条の規定による本契約の終了に関わらず、第 9 条（研究成果及び知的財産権の帰属）、第 10 条（知的財産権の維持保全、権利侵害）、第 11 条（研究成果及び知的財産権の実施）、第 12 条（研究成果の公表等）、第 14 条（機密保持）、第 17 条（損害賠償）、第 18 条（契約の譲渡）及び第 19 条（裁判管轄）の規定は本契約終了後も継続する。

第 16 条（解除）

甲及び乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当する場合には、相当の期間を定めて相手方にその是正を書面により催告し、当該期間内に相手方が当該違反を是正しない場合には、本契約を解除することができるものとする。

- (1) 監督官庁より営業の取消、停止、その他これらに相当する処分を受けたとき
 - (2) 支払停止もしくは支払不能の状態に陥ったとき、又は手形交換所から警告もしくは不渡り処分を受けたとき
 - (3) 信用資力の著しい低下があったとき、又はこれに影響を及ぼす営業上、経営上の重要な変更があったとき
 - (4) 第三者より差押え、仮差押え、仮処分、その他強制執行もしくは競売の申立て、又は公租公課の滞納処分を受けたとき
 - (5) 破産手続、民事再生手続、会社更生手続開始決定の申立て、その他これらに相当する事実が生じたとき
 - (6) 解散の決議をし、又はこれに類似する手続きを行ったとき
 - (7) 災害、労働争議等、本契約の履行を困難にする事項が生じたとき
 - (8) 主要株主に変更がある等、経営体制に重要な変更が生じたとき
 - (9) 相手方に対する詐術その他の背信的行為があったとき
2. 甲及び乙は、前項各号に定める他、甲乙いずれの責めにも帰さない理由により本研究を継続し難い事情が生じた場合には、甲乙間の協議によって合意した書面により、本契約を解除することができるものとする。

第 17 条（損害賠償）

甲及び乙は、相手方が前条第 1 項各号に規定される事由に該当する場合、損害の賠償を請求できるものとする。

2. 開示者が機密情報の機密性が侵害されるおそれがあると認める場合には、当該開示者は受領者に対して機密情報の使用を差止めることができる。

第 18 条（契約の譲渡）

甲及び乙は、相手方の書面による事前の承認を得ることなく、本契約の当事者たる地位、本契約に定める権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡してはならない。

第 19 条（裁判管轄）

甲及び乙は、本契約に関する一切の紛争につき、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることに合意する。

第 20 条（協議）

本契約に定めのない事項又は本契約の解釈に疑義を生じたときは、甲乙誠意をもって協議の上その解決にあたるものとする。

以上、この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保有する。

平成●●年●●月●●日

甲 東京都小平市小川東町4-1-1
国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター
理事長 樋口 輝彦

乙

共同研究契約書

国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター（以下「甲」という）と_____（以下「乙」という）とは、●●の研究を共同で行うにあたり、次の通り契約を締結する。

第1条（定義）

本契約において以下の用語は次の定義に従う。

- (1) 「本研究」とは、●●の研究をいう。
- (2) 「技術情報」とは、甲又は乙が保有し、かつ自らが正当な使用権限を有する技術資料、図面、ノウハウ、その他技術的、財産的価値を有する情報をいう。但し、第14条第1項各号に該当するものは除く。
- (3) 「研究成果」とは、本研究の実施の過程で得られた発明、考案、意匠の創作、著作物、ノウハウ等の技術的成果物のうち、第8条に基づき書面により確認されたものをいう。
- (4) 「知的財産権」とは、研究成果に係る知的財産権を取得する権利、及びこれに基づき得られる知的財産権をいう。
- (5) 「機密情報」とは、本研究の遂行過程において第5条に基づき相手方より開示を受けた技術情報及び既有特許等に関する機密事項、相手方に単独又は相手方との共有に帰属する研究成果及び知的財産権、第13条に規定する装置、並びに本契約に関連して知り得た相手方の技術上、営業上の一切の機密事項をいう。
- (6) 「開示者」とは、機密情報を開示した者をいう。
- (7) 「受領者」とは、機密情報を受領した者をいう。

第2条（目的）

甲及び乙は、第15条に定める本契約の有効期間中、各自が所有する技術を基に、協力して本研究を行うものとする。

第3条（研究分担）

本研究の業務分担は次の通りとする。

- (1) 甲の分担業務：
 - ①
 - ②
 - (2) 乙の分担業務：
 - ①
 - ②
2. 前項に定める以外に本研究に必要な研究業務が生じた場合は、その分担につき、適宜、甲乙協議の上、定めるものとする。

第4条（研究費用）

甲及び乙は、それぞれ自己の分担した研究に要する費用を負担する。

2. 前項の規定にかかわらず、一方の当事者にとって著しく負担となる費用、及び分担の明らかでない費用の負担については、甲乙協議の上、定めるものとする。

第5条（情報提供）

甲及び乙は、本研究の遂行のために必要な範囲で、各自が保有する技術情報を相互に開示する。

2. 甲及び乙は、本研究の遂行のために必要と両者で書面により合意したときは、合意した日時、条件の下、自己の技術者を相手方に派遣し、または相手方の技術者を自己に受け入れ、技術指導を行えるものとする。
3. 前二項に基づき相手方より開示を受けた技術情報の取扱いについては、第13条及び第14条の規定に従うものとする。

第6条（進捗報告）

甲及び乙は、本研究の円滑な遂行をはかるため、定期的に会合を開催し、本研究の進捗状況の報告を行うものとする。

第7条（第三者への委託）

甲及び乙は、第3条における自己の分担業務の一部又は全部を第三者に委託する場合は、事前に相手方の書面による承諾を得るものとする。

2. 前項の場合、甲及び乙は当該第三者との間で、本契約において自己が負う機密保持義務と同等の義務を当該第三者に対して課すものとし、その義務の履行につき責任を負う。

第8条（研究成果の報告）

甲及び乙は、第3条に定める自己の分担業務を遂行する過程で研究成果が得られた場合は、研究成果を書面により相手方に報告するものとする。

2. 甲及び乙は、本研究を完了した場合、甲乙協議の上、研究成果を取りまとめて書面により確認するものとする。

第9条（研究成果及び知的財産権の帰属）

研究成果及び知的財産権の帰属は次の通りとする。

- (1) 相手方の技術情報、その他の助言、援助、協力によることなく、単独で発明、考案した研究成果及び知的財産権は、当該発明、考案を行った当事者に単独に帰属するものとする。
- (2) 相手方と共同で、もしくは相手方の技術情報、その他の助言、援助、協力に基づいて発明、考案した研究成果及び知的財産権は、甲及び乙の共有とし、持分

の割合については、甲乙協議の上、定めるものとする。

2. 甲及び乙は、前項第1号により自己の単独所有となった知的財産権の出願を行おうとするときは、予め書面により出願内容を相手方に通知するものとする。
3. 甲及び乙は、第1項第2号により共有となった知的財産権の出願を行う場合は、別途、共同出願契約を締結し、出願の内容、権利の取得及び維持に必要な手続、費用等につき甲乙協議の上、定めるものとする。
4. 甲及び乙は、相手方から要請があった場合、両者合意した日時において、研究成果の取扱いに関する協議を行うことができるものとし、本条に定める研究成果及び知的財産権の帰属、知的財産権の出願の可否その他必要な事項を取り決めることができるものとする。

第10条（知的財産権の維持保全、権利侵害）

甲及び乙は、前条第1項第2号により共有となった知的財産権の出願、権利の取得及び権利の維持に関し、第三者から審判又は訴訟を提起された場合には、相互に協力して対処するものとする。

2. 甲及び乙は、前項の知的財産権に対し第三者が権利侵害した場合には、相互に協力してその解決を図るものとし、これに要する費用は甲乙協議の上、定めるものとする。

第11条（研究成果及び知的財産権の実施）

甲及び乙は、第9条第1項第1号により自己の単独所有となった研究成果及び知的財産権を、相手方の事前の承諾なく自由に無償で利用することができるものとする。但し、第9条第1項第1号により自己の単独所有となった研究成果及び知的財産権について、相手方から研究成果の実施化を目的として実施許諾を希望する旨の申し出があった場合には、協議に応じるものとする。

2. 甲及び乙は、第9条第1項第2号により共有となった研究成果及び知的財産権を、相手方の書面による事前の承諾を得て、無償で利用することができるものとする。但し、第9条第1項第2号により甲及び乙の共有となった研究成果及び知的財産権を第三者に実施許諾する場合には、事前に書面をもって相手方に通知するものとし、甲乙協議の上、当該実施許諾の可否及びその他の条件を定めるものとする。

第12条（研究成果の公表等）

甲及び乙は、本研究によって得られた研究成果について、第14条で規定する機密保持の義務を遵守した上で発表又は公開すること（以下「研究成果の公表等」という。）ができるものとする。なお、いかなる場合であっても、相手方の同意なく、ノウハウを開示してはならない。また、研究成果の公表等を行おうとする日の30日前までにその内容を書面にて相手方に通知し、相手方の事前の書面による了解を得るものとする。

2. 前項による通知を受けた相手方は、当該研究成果の公表等が将来期待される利益を侵害する恐れがあると判断したときは、当該通知受理後15日以内に公表希望内容の修正を書面にて通知するものとし、公表希望当事者は、相手方と十分な協議をしなくてはなら

ない。公表希望当事者は、当該研究成果の公表等が将来期待される利益を侵害する恐れがあると判断される部分については、相手方の同意なく、当該公表等をしてはならない。ただし、相手方は、正当な理由なく、かかる同意を拒んではならない。

3. 本研究の成果として生じた有体物の管理方法、処分の方法については、甲乙が協議して定める。

第13条（研究終了時の措置）

甲及び乙は、本研究終了後、相手方から取得又は貸与を受けた装置その他の材料等の返却又は引取りについて、協議の上、決定するものとする。又、第5条により相手方より提供された技術情報については、相手方の指示に従い返却又は破棄するものとする。

第14条（機密保持）

甲及び乙は、機密情報につき、機密に保持するよう万全の措置を講ずるものとし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合を除き、これを第三者に開示してはならず、又、本研究以外の目的に使用しないものとする。但し、次の各号のいずれかに該当するものはこの限りではない。

- (1) 開示を受けたとき、既に入手していたもの
 - (2) 開示を受けたとき、既に公知となっていたもの
 - (3) 開示を受けた後、受領者の責によらずして公知となったもの
 - (4) 正当な権限を有する第三者から機密保持義務を負うことなく開示を受けたもの
 - (5) 機密情報を使用することなく、受領者が独自に開発したもの
2. 甲及び乙は、法令等により開示を要求された場合、その限りにおいて機密情報を開示することができる。但し、受領者は、開示者に事前に書面にてその旨を通知しなければならない。
 3. 受領者は、本研究に直接携わる研究担当者、モニター、理事、従業員等（以下これらを併せて「研究担当者等」と総称する）に対し、本研究の実施に必要な範囲内に限り機密情報を開示することができるものとする。但し、当該開示を行う場合は、本契約に基づき受領者が負うのと同様の義務を当該研究担当者等に課し遵守させなければならない。

第15条（契約期間）

本契約の有効期間は、●●年●●月●●日から●●年●●月●●日までとする。

2. 前項又は第16条の規定による本契約の終了に関わらず、第9条（研究成果及び知的財産権の帰属）、第10条（知的財産権の維持保全、権利侵害）、第11条（研究成果及び知的財産権の実施）、第12条（研究成果の公表等）、第14条（機密保持）、第17条（損害賠償）、第18条（契約の譲渡）及び第19条（裁判管轄）の規定は本契約終了後も継続する。

第16条（解除）

甲及び乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当する場合には、相当の期間を定めて相手方にその是正を書面により催告し、当該期間内に相手方が当該違反を是正しない場合には、本契約を解除することができるものとする。

- (1) 監督官庁より営業の取消、停止、その他これらに相当する処分を受けたとき
 - (2) 支払停止もしくは支払不能の状態に陥ったとき、又は手形交換所から警告もしくは不渡り処分を受けたとき
 - (3) 信用資力の著しい低下があったとき、又はこれに影響を及ぼす営業上、経営上の重要な変更があったとき
 - (4) 第三者より差押え、仮差押え、仮処分、その他強制執行もしくは競売の申立て、又は公租公課の滞納処分を受けたとき
 - (5) 破産手続、民事再生手続、会社更生手続開始決定の申立て、その他これらに相当する事実が生じたとき
 - (6) 解散の決議をし、又はこれに類似する手続きを行ったとき
 - (7) 災害、労働争議等、本契約の履行を困難にする事項が生じたとき
 - (8) 主要株主に変更がある等、経営体制に重要な変更が生じたとき
 - (9) 相手方に対する詐術その他の背信的行為があったとき
2. 甲及び乙は、前項各号に定める他、甲乙いずれの責めにも帰さない理由により本研究を継続し難い事情が生じた場合には、甲乙間の協議によって合意した書面により、本契約を解除することができるものとする。

第17条（損害賠償）

甲及び乙は、相手方が前条第1項各号に規定される事由に該当する場合、損害の賠償を請求できるものとする。

2. 開示者が機密情報の機密性が侵害されるおそれがあると認める場合には、当該開示者は受領者に対して機密情報の使用を差止めることができる。

第18条（契約の譲渡）

甲及び乙は、相手方の書面による事前の承認を得ることなく、本契約の当事者たる地位、本契約に定める権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡してはならない。

第19条（裁判管轄）

甲及び乙は、本契約に関する一切の紛争につき、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることに合意する。

第20条（協議）

本契約に定めのない事項又は本契約の解釈に疑義を生じたときは、甲乙誠意をもって協議の上その解決にあたるものとする。

以上、この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保有する。

平成●●年●●月●●日

甲 東京都小平市小川東町4-1-1
国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター
理事長 樋口 輝彦

乙

受託研究契約書

委託者_____（以下「甲」という）と受託者国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター（以下「乙」という）との間における研究の受託について、以下のとおり受託研究契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（受託研究内容）

乙は甲の委託により次に規定する内容の研究（以下「本件研究」という）を行う。

- (1) 研究題目 ●●
- (2) 研究目的 ●●することを目的とする。
- (3) 研究内容 ●●とする。

第2条（研究実施期間）

本件研究の研究実施期間は、●●年●●月●●日から●●年●●月●●日までとする。但し、甲乙は、本件研究の目的を達成するために必要な場合、甲乙協議の上、研究実施期間を延長することができる。

第3条（本件研究の受託料）

本件研究の受託料は、金●●万円とする。

2. 甲は本条第1項の受託料を乙が発行する請求書の納付期日までに、乙が当該請求書にて指定する金融機関口座に振り込んで支払うものとする。なお、振り込みに要する費用は、甲の負担とする。

第4条（研究成果の公表等）

甲及び乙は、本件研究によって得られた研究成果について、第10条で規定する秘密保持の義務を遵守した上で発表又は公開することができるものとする。なお、いかなる場合であっても、相手方の同意なく、ノウハウを開示してはならない。また、研究成果の公表等を行う前にその内容を書面にて相手方に通知し、同意を得るものとする。ただし、相手方は、正当な理由なく、かかる同意を拒んではならない。

第5条（契約の有効期間）

本契約の有効期間は、平成●●年●●月●●日から平成●●年●●月●●日までとする。但し、甲及び乙は、本件研究の目的を達成するために必要な場合は、甲乙協議の上、本契約の有効期間を延長することができる。

第6条（知的財産権等の帰属）

本件研究の実施その他本契約の履行過程において生じ又は作成された全ての成果物（いずれも最終成果物ばかりでなく途中で作成された一切のものを含み、かつ、それらの全ての複製物も含む。以下「本件成果物」という）に関する全ての知的財産権及び有体物に関する所有権その他一切の権利の帰属は、甲乙別途協議して定めるものとする。但し、乙が従前から有していた知的財産権を本件成果物に利用した場合には、当該知的財産権は乙に帰属する。

第7条（契約の解除）

甲又は乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当したときは、催告その他の手続きを要しないで、ただちに本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 監督官庁より営業の取消、停止、その他これらに相当する処分を受けたとき
- (2) 支払停止もしくは支払不能の状態に陥ったとき、又は手形交換所から警告もしくは

- は不渡り処分を受けたとき
- (3) 信用資力の著しい低下があったとき、又はこれに影響を及ぼす営業上、経営上の重要な変更があったとき
 - (4) 第三者より差押え、仮差押え、仮処分、その他強制執行もしくは競売の申立て、又は公租公課の滞納処分を受けたとき
 - (5) 破産手続、民事再生手続、会社更生手続開始決定の申立て、その他これらに相当する事実が生じたとき
 - (6) 解散の決議をし、又はこれに類似する手続きを行ったとき
 - (7) 災害、労働争議等、本契約の履行を困難にする事項が生じたとき
 - (8) 主要株主に変更がある等、経営体制に重要な変更が生じたとき
 - (9) 相手方に対する詐術その他の背信的行為があったとき
2. 甲又は乙は、相手方が本契約の各条項に違反し、相当の期間をおいて催告したにもかかわらず是正しないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

第8条（損害賠償）

甲又は乙は、前条に基づき本契約を解除し、又は相手方が本契約に違反した場合、これにより被った損害の賠償を相手方に請求できるものとする。

第9条（研究経費の返還）

第3条の規定により納付された研究経費は原則として返還しないものとするが、第7条の規定により本件研究の全部又は一部を解除する場合、甲は乙に不用となった額の返還を請求することができる。乙は甲からの返還請求があった場合、これに応じなければならない。

第10条（秘密保持及び目的外使用の禁止）

甲乙は、本件研究の実施に際し相手方から開示を受けた秘密情報、本件研究の内容及び結果（最終結果のみならず、本件研究途中における中間結果も含むものとし、以下も同様とする）並びに本件研究の実施に際し知り得た相手方の秘密情報（以下これらを併せて「秘密情報」と総称す）を、相手方の書面による事前の承諾なく第三者に開示・漏洩してはならない。なお、甲乙が、秘密情報のうち、本件研究の内容及び結果を第三者に開示しようとする場合は、開示予定日の●●日以上前に発表の内容、方法、時期、その他相手方の指定する事項につきあらかじめ相手方に対して書面にて通知しなければならない。

2. 甲乙は、秘密情報を本件研究以外の目的に使用してはならない。
3. 前二項の規定は次の各号のいずれかに該当するものについては適用しない。
 - (1) 開示を受けた時点又は知得した時点で既に受領当事者が適法に保有していた情報
 - (2) 開示を受けた時点又は知得した時点で既に公知となっている情報
 - (3) 開示を受けた後又は知得した後に、受領当事者の責によらず公知となった情報
 - (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく受領当事者が適法に入手した情報

第11条（条項の分割性）

本契約のいずれかの規定が適法な管轄権を有する裁判所又はその他の機関により、無効、履行不能又は失効させられた場合には、当該規定のみ無効とされ、当該規定なしに、本契約を実質的に履行できない場合を除き、残りの規定は、無効とされた規定が本契約に規定されていない場合と同様に、依然有効に両当事者を法的に拘束するものとする。

第12条（存続条項）

終了理由の如何を問わず、本契約が終了した場合においても、第6条、第8条、第10条、第11条、本条、第13条、第14条及び第15条の各条項は有効に存続するものとする。

第13条（協議解決）

本契約に定めのない事項その他本契約の解釈につき疑義が生じたとき、又は本契約を変更する必要が生じたときは、その都度甲乙協議して解決する。

第14条（準拠法）

本契約の締結、履行及び解釈は日本国法により解釈され、かつそれに準拠する。

第15条（紛争解決）

本契約を履行する上で発生する、又は本契約に関連する一切の紛争は、両当事者が友好的協議を通じて解決に努めるものとする。もし協議を通じて解決できない場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として解決するものとする。

第16条（契約の変更）

本契約は、両当事者の正当な権限を有する代表者によって署名、捺印された書面によらない限り、一切、変更もしくは修正できないものとする。

以上の証として、甲及び乙は、各々の正当な権限を有する代表者により本契約の正本2通に記名捺印し、それぞれ各1通を保有するものとする。

●●年●●月●●日

甲

乙 東京都小平市小川東町4-1-1
国立研究開発法人
国立精神・神経医療研究センター
理事長 樋口 輝彦